

○審査請求手続要綱の制定について（例規通達）

平成29年4月14日群本例規第10号（監）

改正

令和3年3月12日群本例規第8号（務）

令和5年3月31日群本例規第14号（広）

この度、別添のとおり、審査請求手続要綱を定めたから、その運用に当たっては、誤りのないよう
にされたい。

別添

審査請求手続要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）、行政不服審査法
施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）及び群馬県公安委員会審査請求手続規程
（平成28年群馬県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）に基づき行う審査請求の手続
について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この要綱で使用する用語は、法及び規程で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりと
する。

- (1) 処分担当所属長 審査請求の対象となっている処分又は不作為に係る所属（群馬県警察の
組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第
2号に規定する所属（警察署を除く。）をいう。）の長をいう。
- (2) 第三者 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第21条第1項又は個人情報の
保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第86条第1項に
規定する第三者をいう。
- (3) 反対意見書 群馬県情報公開条例第21条第3項又は個人情報保護法第86条第3項に規定す
る反対意見書をいう。

第2 事務手続

1 審査請求の受付等（法第19条関係）

- (1) 群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関する受付は、警
務部監察課長（以下「監察課長」という。）が行うものとする。
- (2) 監察課長は、審査請求を受け付けた場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対
し、速やかに当該審査請求に係る報告を行うものとする。この場合において、監察課長は、法
第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求書の副本を処分担当所属長
に送付するものとする。
- (3) 本部長は、前記(2)に規定する報告を受けた場合は、公安委員会に対し、当該審査請求に
係る報告を行うものとする。
- (4) 監察課長は、受け付けた審査請求について、当該審査請求に係る処分等の適法性、妥当性
等を検討するとともに、必要に応じて審理関係人に対し、書類その他の物件の提出等を求める
ものとする。

2 参加申立て（法第13条関係）

監察課長は、審査請求に参加人として参加することについて許可を求める申立てをする者（以
下「参加申立人」という。）がある場合は、参加申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面
を提出させるものとする。

- (1) 参加申立人の住所又は居所及び氏名又は名称
- (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名又は名称
- (3) 審査請求の年月日及び件名
- (4) 参加の理由

3 審査請求の適法性審査（法第2条、第3条、第4条、第10条、第18条及び第19条関係）

- (1) 監察課長は、審査請求がされた場合は、当該審査請求が適法であるか否かの確認を行うも

のとする。

(2) 処分についての審査請求における確認事項は、次のとおりとする。

ア 審査請求書に次の事項が記載されていること。

(ア) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 審査請求に係る処分の内容

(ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(エ) 審査請求の趣旨及び理由

(オ) 処分庁の教示の有無及びその内容

(カ) 審査請求の年月日

(キ) 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所

イ 前記アの(キ)に掲げる場合にあつては、代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面が添付されていること。

ウ 審査請求期間内に審査請求書が提出されていること(郵送等送付により提出された場合は、消印日付が審査請求期間内であること。)。ただし、審査請求期間の経過後に審査請求をする場合は、その正当な理由が記載されていること。

エ 審査請求人が不服申立人適格を有すること(行政庁の処分に不服がある者であること。)

(3) 不作為についての審査請求における確認事項は、次のとおりとする。

ア 審査請求書に次の事項が記載されていること。

(ア) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 当該不作為に係る申請の内容及び年月日

(ウ) 審査請求の年月日

(エ) 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所

イ 前記アの(エ)に掲げる場合にあつては、代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面が添付されていること。

ウ 不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過していること。

エ 審査請求人が不服申立人適格を有すること(法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者であること。)

4 審査請求書の補正等(法第23条関係)

監察課長は、審査請求書が前記3の(2)又は(3)に掲げる事項を満たさず、不適法であると認められる場合において、当該箇所を補正することができるものと認められるときは、相当の期間を定めてその補正を命じなければならない。

5 弁明書の提出等(法第29条関係)

(1) 監察課長は、審査請求がされた場合(当該審査請求を却下する場合を除く。)は、処分担当所属長に対し相当の期間を定めて弁明書の提出を求めるものとする。ただし、処分担当所属長が監察課長であるときは、自ら、相当の期間内に弁明書を作成するものとする。

(2) 弁明書の提出数又は作成数は、正本並びに審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本とする。

(3) 処分担当所属長は、弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。ただし、不作為についての審査請求に係る弁明書には、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記載しなければならない。

6 反論書等の提出(法第29条及び第30条関係)

(1) 監察課長は、前記5の(1)の規定により弁明書の提出があつた場合又は自ら弁明書を作成した場合は、書面により、審査請求人及び参加人にその副本を送付するとともに、期限を定めて、審査請求人に対しては反論書を、参加人に対しては意見書を提出できる旨の通知をしなければならない。

(2) 前記(1)の反論書の提出数は、正本並びに参加人及び処分担当所属長の数に相当する通数

の副本とし、意見書の提出数は、正本並びに審査請求人及び処分担当所属長の数に相当する通数の副本とする。

- (3) 監察課長は、審査請求人から反論書の提出があった場合は、その副本を参加人及び処分担当所属長に、参加人から意見書の提出があった場合は、その副本を審査請求人及び処分担当所属長に送付するものとする。

7 口頭意見陳述（法第31条関係）

- (1) 監察課長は、口頭意見陳述を行う申立てをする審査請求人又は参加人（以下この7及び第3の4において「申立人」という。）がある場合は、申立人に対し、次の事項を記載した書面を提出させるとともに、全ての審理関係人を招集できる期日を確認し、及び調整するものとする。

ア 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 審査請求の年月日及び件名

ウ 口頭意見陳述を希望する日時

- (2) 処分担当所属長は、前記(1)の規定により、口頭意見陳述への招集を受けた場合は、同期日に、申立人の質問に対し、適切に回答し得る職員を出席させるものとする。

8 補佐人同伴の許可の方式（法第31条関係）

監察課長は、口頭意見陳述において、補佐人と共に出頭することについて許可を求める申立てをする審査請求人又は参加人（以下この8において「申立人」という。）がある場合は、申立人に対し、次の事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査請求の年月日及び件名

(3) 補佐人の住所、氏名及び職業

(4) 補佐人の帯同を必要とする理由

9 資料の提出要求（法第32条及び第33条関係）

監察課長は、必要があると認める場合は、処分又は審査請求に係る不作為の理由を説明する書類、処分又は審査請求に係る不作為を違法又は不当とする理由を説明する書類その他の審査請求に関する資料を処分担当所属長又は審査請求人に対し、書面により、相当の期限を定めて、提出するよう求めるものとする。

10 参考人の陳述及び鑑定の要求（法第34条関係）

監察課長は、参考人の陳述又は鑑定を求める申立てをする審査請求人又は参加人（以下この10において「申立人」という。）がある場合は、申立人に対し、次の事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査請求の年月日及び件名

(3) 参考人又は鑑定を求める者の住所、氏名及び職業

(4) 参考人の陳述又は鑑定を必要とする理由

11 検証（法第35条関係）

監察課長は、検証を求める申立てをする審査請求人又は参加人（以下この11において「申立人」という。）がある場合は、申立人に対し、次の事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査請求の年月日及び件名

(3) 検証を行う場所の住所等

(4) 検証を必要とする理由

(5) 検証を希望する日時

12 審理関係人への質問（法第36条関係）

監察課長は、審理関係人への質問を求める申立てをする審査請求人又は参加人（以下この12において「申立人」という。）がある場合は、申立人に対し、次の事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査請求の年月日及び件名

- (3) 質問の対象となる審理関係人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (4) 質問事項
- (5) 質問を必要とする理由

13 審理手続の終結（法第41条関係）

監察課長は、必要な審理を終えたと認める場合又は法第41条第2項の規定に該当し、審理手続を終結することが適当と判断する場合は、審理手続を終結するものとする。この場合において、監察課長は、全ての審理関係人に対し審理手続を終結した旨を通知するものとする。

14 裁決等（法第44条及び第51条関係）

- (1) 監察課長は、審理手続を終結した場合は、遅滞なく、公安委員会による裁決を受けなければならない。
- (2) 監察課長は、裁決が行われた場合は、裁決書の謄本を審査請求人、参加人及び処分担当所屬長に対して送付するものとする。この場合において、当該裁決に係る審査請求で対象とされた処分又は不作為が公安委員会によるものであるときは、処分担当所屬長に対しては、裁決書の謄本に代えて、当該裁決書の謄本の写しを送付するものとする。

第3 群馬県情報公開条例及び個人情報保護法に係る審査請求の事務手続

1 特例

群馬県情報公開条例又は個人情報保護法に係る審査請求があった場合の事務手続は、前記第1及び第2に定める場合のほか、次に定めるところによる。

2 広報広聴課長への文書の送付

監察課長は、次の書類の写しを警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）に送付するものとする。

- (1) 審査請求書の副本
- (2) 裁決書の謄本
- (3) 反論書又は意見書が提出された場合は、当該反論書又は意見書の副本

3 弁明書の作成

処分担当所屬長は、弁明書を作成する場合は、広報広聴課長と協議の上、作成するものとする。

4 口頭意見陳述

監察課長は、前記第1の7に規定する口頭意見陳述を行う場合は、広報広聴課長も招集するものとする。この場合において、広報広聴課長は、同期日に、申立人の質問に対し、適切に回答し得る職員を出席させるものとする。

5 審査会への諮問等

- (1) 監察課長は、群馬県情報公開条例に係る審査請求については、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に諮問をしなければならない。ただし、当該審査請求が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 審査請求が不適法であり、公安委員会の裁決により却下する場合

イ 公安委員会の裁決により、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- (2) 監察課長は、前記(1)の諮問をするのに必要な審理を終えたと認める場合は、公安委員会の決裁を経た上で、諮問書（別記様式第1号）及び当該諮問に係る次の書面を添付することにより審査会に諮問をするものとする。

ア 公文書の開示を求める書類の写し

イ 公文書の開示の決定等に係る通知書の写し

ウ 全部開示決定又は部分開示決定の場合は、対象公文書一覧表及び対象公文書のうち審査請求人に交付したものの写し

エ 審査請求書の写し

オ 弁明書の写し

カ 反論書が提出されている場合は、当該反論書の写し

キ 意見書が提出されている場合は、当該意見書の写し

ク 事件記録（政令第15条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に規定するものをいう。

以下同じ。)を保有している場合は、当該事件記録の写し

ケ 総代若しくは代理人が選任され、又は参加人の参加が決定している場合は、当該選任又は決定を示す書面の写し

コ 反対意見書が提出されている場合は、当該反対意見書の写し

サ その他参考資料

(3) 監察課長は、審査会に諮問をした場合は、次に掲げる者に対し諮問をした旨を群馬県公文書開示審査会諮問通知書(群馬県情報公開条例施行規則(平成14年群馬県公安委員会規則第5号)別記様式第13号)により通知するものとする。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

ウ 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

6 審議会への諮問等

(1) 監察課長は、個人情報保護法に係る審査請求については、群馬県個人情報保護審議会条例(令和4年群馬県条例第77号)に規定する群馬県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問をしなければならない。ただし、当該審査請求が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 審査請求が不適法であり、公安委員会の裁決により却下する場合

イ 公安委員会の裁決により、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

ウ 公安委員会の裁決により、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

エ 公安委員会の裁決により、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

(2) 監察課長は、前記(1)の諮問をするのに必要な審理を終えたと認める場合は、公安委員会の決裁を経た上で、諮問書(別記様式第2号)及び当該諮問に係る次の書面を添付することにより審議会に諮問をするものとする。

ア 個人情報の開示、訂正又は利用停止を求める書類の写し

イ 個人情報の開示、訂正又は利用停止の決定等に係る通知書の写し

ウ 全部開示決定又は部分開示決定の場合は、対象公文書のうち審査請求人に交付したものの写し

エ 審査請求書の写し

オ 弁明書の写し

カ 反論書が提出されている場合は、当該反論書の写し

キ 意見書が提出されている場合は、当該意見書の写し

ク 事件記録を保有している場合は、当該事件記録の写し

ケ 総代若しくは代理人が選任され、又は参加人の参加が決定している場合は、当該選任又は決定を示す書面

コ 反対意見書が提出されている場合は、当該反対意見書の写し

サ その他参考資料

(3) 監察課長は、審議会に諮問をした場合は、次に掲げる者に対し諮問をした旨を群馬県個人情報保護審議会諮問通知書(群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年群馬県公安委員会規則第3号)別記様式第30号)により通知するものとする。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

ウ 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

7 審査会等からの資料の提出等の求め

(1) 監察課長は、審査会又は審議会（以下「審査会等」という。）から、諮問をした審査請求に関し、資料の提出等を求める書面が提出された場合は、当該書面の写しを、処分担当所属長及び広報広聴課長に送付するものとする。

(2) 前項の書面の写しの送付を受けた処分担当所属長及び広報広聴課長は、協議の上、当該書面の内容に応じた適切な措置を執るものとする。この場合において、当該書面が書類その他の資料の提出を求めるものであったときは、監察課長を経由して審査会等に提出するものとする。

8 答申を受けた場合の裁決

監察課長は、審査会等からの答申を受けた場合は、直ちにその答申内容を公安委員会に報告するとともに、速やかに当該審査請求に対する裁決が行われるための手続を執らなければならない。

9 第三者から反対意見書が提出されている場合の裁決に係る措置

(1) 処分担当所属長は、第三者から反対意見書が提出されている場合であって、審査請求に係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該開示決定等に係る公文書又は個人情報を開示する旨の裁決が行われたときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、処分担当所属長は、監察課長に対し開示決定の日及び開示を実施する日並びに開示の内容について連絡するものとする。

(2) 前記(1)の場合において、監察課長は、当該第三者に対し開示決定の結果を書面により通知し、その写しを広報広聴課長及び処分担当所属長に送付するものとする。

10 第三者からの審査請求があった場合の取扱い

(1) 監察課長は、第三者に関する情報が記録されている公文書又は個人情報の開示決定等に係る審査請求が当該第三者からあった場合において、法第25条第2項の規定に基づき、公安委員会が職権により当該公文書又は個人情報の開示又は部分開示の実施を停止したときは、当該第三者及び開示請求者に対しその旨を通知するものとする。

(2) 処分担当所属長は、第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する旨の裁決が行われた場合は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、処分担当所属長は、監察課長に対し開示決定の日及び開示を実施する日並びに開示の内容について連絡するものとする。

(3) 前記(2)の場合において、監察課長は、当該第三者に対し書面により開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知し、その写しを広報広聴課長及び処分担当所属長に送付するものとする。

第4 適用

この例規通達の施行の際、現に法施行日以降に受け付けている審査請求の手続であって、この例規通達の施行日以降に行うものについては、この例規通達の規定するところによる。

前 文（抄）（令和5年3月31日群本例規第14号（広））

令和5年4月1日から施行する。

別記様式省略